

II 第6期川崎市子どもの権利委員会の調査及び検証活動

子どもの権利委員会では、条例第38条第2項に規定されるように、「子どもの権利に関する施策における子どもの権利保障状況について調査審議する」役割を担う。そして、同第39条に基づき、「市長その他の執行機関」からの報告やそれに対する「市民の意見（特に子どもの意見が得られるように配慮して）を総合的に勘案して」調査審議する。

第6期では川崎市子どもの権利委員会規則第6条に規定される部会を活用して、より詳細な調査審議が行われたことが特徴である。設置された部会は次の3部門で、すべての委員が何らかの部会に所属するように配慮された。

実態・意識調査部会（アンケート部会、ヒアリング部会）

行動計画評価部会

行動計画策定部会

1 子どもの権利に関する実態・意識調査

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもに関する施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査である。平成29(2017)年に6回目の調査として、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等について実施した。

(1) 調査の概要

ア アンケート調査・・・平成29(2017)年4月 郵送により実施

(ア) 調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・おとな（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設・学校等） 500人

(イ) 回収結果 1,357票（回収率38.8%）

- ・子ども 691票（32.9%）
- ・おとな 282票（31.3%）
- ・職員 384票（76.8%）

イ ヒアリング調査・・・平成29(2017)年7月 個別面接により実施

調査対象：個別の支援を必要とする11歳から17歳までの子ども 7施設51人

- ・児童養護施設等に入所している子ども
- ・多様な文化的背景をもつ子ども
- ・障がいのある子ども
- ・不登校の子ども
- ・乳幼児とその親
- ・その他（小学生・中学生）

(2)結果の概要

ア アンケート調査から

○条例の認知度について

条例認知度は、子ども 49.7%(前回 45.0%)、おとな 38.3%(前回 31.9%)、職員 97.6%(前回 95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

○条例認知の手段について

子どもでは、「学校の先生の話」や「学校で配布されたパンフレット」が多く、おとなでは「学校で配布されたパンフレット」が多く、学校を介して条例を知る割合が多数を占めており、条例認知に学校が果たしている役割はとても大きいことがわかる。

○自己に対する評価について

「自分が好き」「だいたい好き」と肯定的に捉える子どもが全体で71.8%と、前回調査の72.2%から減少した。

○権利侵害の実態について

子どもがおとなから叩かれたり、殴られたりする割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」あわせて約5%、おとなから心を傷つけられる言葉を言われる割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」あわせて10%、おとなに性的にいやなことをされたりさせられたりする割合は、子ども全体で「あてはまる」「だいたいあてはまる」合わせて1%未満となっている。

○疲れること、不安に思うことについて

小学生・中学生で最も多い回答は「学校の勉強・宿題」であるが、小学生に比べて(約45%)、中学生の回答が高かった(約60%)。また、高校生は「受験・進路」が最も多い回答(約65%)であるが、中学生でも「受験・進路」をあげる割合が高くなっている(約55%)。

○居場所について

子どもがホッとできる場所として最も多い回答は「リビング・居間」「自分の部屋」(それぞれ約70%)で、小学生世代では「リビング・居間」が約80%、「自分の部屋」が約60%であるのに対し、高校生世代になると「リビング・居間」が約60%で「自分の部屋」が約80%に増加する。年齢が上がるにしたがって、「リビング・居間」より「自分の部屋」をあげる割合が増加する傾向にある。

○相談相手について

小学生世代で最も回答の割合が高かったのは、「親」で約85%、次いで、「友だち」で約72%であった。中学・高校生世代で最も回答の割合が高かったのは、「友だち」で約75%、次いで「親」で約70%であった。「誰にも相談しない」という回答は約10%となっている。

イ ヒアリング調査から

個別の支援が必要な子ども等へのヒアリング調査では、子どもの生活実態(居場所、友人関係など)や意識(不安に思っていること、自己肯定感など)について聴取し、それぞれの課題と必要な支援を把握した。

(3)公表

ア 情報プラザ、区役所、市民館、図書館等で冊子として配架

イ ホームページに掲載 <http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000096203.html>

2 市民、行政職員との意見交換会について

(1) 市民との意見交換会

川崎市子どもの権利委員会が市長からの諮問に基づく検証を行うときは、市民からの意見を求めるものとされている(条例第39条第3項)。

そこで、市長から諮問された「子どもの支援に対する協働・連携について」に関する施策(事業)を検証するにあたって意見を求めるため、市民との意見交換会を実施した。

<第1回>

日時	平成30年7月23日(月) 午前10時~12時
会場	中原区役所5階 501会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計8人
内容	<ul style="list-style-type: none">・行政との連携について・活動する上での課題について・不登校児童生徒への対応について・子どもの権利学習について・行政への要望 ほか

<第2回>

日時	平成30年7月23日(月) 午後1時30分~午後3時30分
会場	中原区役所5階 501会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計6人
内容	<ul style="list-style-type: none">・行政との連携について・活動する上での課題について・居場所づくりについて・行政への要望 ほか



<第3回>

日時	平成30年8月3日(金) 午後6時～午後7時30分
会場	第3庁舎15階 第1会議室
対象	子どもに関わる支援について活動する団体 計4人
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携について ・活動する上での課題について ・居場所づくりについて ・行政への要望 ほか

(2) 行政職員との意見交換会

権利委員会は、市長からの諮問事項に関する施策(事業)を検証するにあたっての基礎資料を作成することを目的として、関連事業を実施している14の行政部署の職員との意見交換会を実施した。

<第1回>

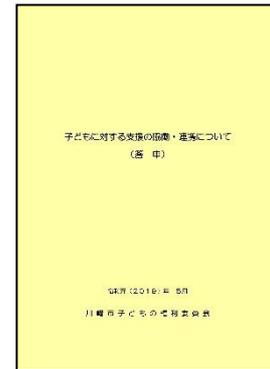
日時	平成30年8月30日(木) 午後2時～4時30分
会場	JAセレスみなみ3階会議室
対象	健康福祉局 地域包括ケア推進室 こども未来局 総務部企画課 児童家庭支援・虐待対策室こども家庭センター 教育委員会事務局 学校教育部高津区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 総合教育センター教育相談センター (川崎、幸、高津、宮前、多摩、麻生)区役所 地域みまもり支援センター担当
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域みまもり支援センターの設置について ・地域みまもり支援センターの状況について ・地域との関係性ができた中での職員の異動への対応について ・保健師の業務負担について ・PTAについて ・寺子屋事業及び地域教育会議とのかかわりについて ・不登校児童生徒問題における、地域みまもり支援センター・学校・NPO等との連携について ・相談機関としての行政の役割について ・こども文化センターなどの子育て支援施設等の周知について ・川崎市子ども会議について ・地域との連携による利点及び今後の課題について ほか

<第2回>

日時	平成30年10月15日(月)午後5時30分~6時30分
会場	第3庁舎13階こども未来局会議室
対象	教育委員会事務局 学校教育部川崎区・教育担当 生涯学習部生涯学習推進課 (参考人：子どもに関わる支援について活動する団体 1名)
内容	・各区教育担当について ・寺子屋事業について ほか

3 子どもに対する支援の協働・連携について（答申）

実施日 令和元（2019）年5月17日
実施場所 市長応接室
出席委員 佐々木委員長、三星副委員長、五十嵐委員、
内田委員、大崎委員、白戸委員、鈴木委員、
出口委員



【答申における視点】

子どもをはじめとする市民参加の視点を重視し、地域の中で子ども自身をはじめ、子どもに関わる人や組織の持つ力を一層伸ばすものとなっているかに注目するとともに、子育てや教育等に関わる施策（事業）の所管部署との意見交換等も重視しながら課題の把握に努めた。

【子どもに対する支援の協働・連携についての提言】

- 1 子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること
 - ・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
 - ・他自治体の子ども会議との交流を推進すること
 - ・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用すること
 - ・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること
- 2 相談機関や救済制度を、子どもやおとなにとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること
 - ・メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
 - ・不登校の子ども、外国につながるのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
 - ・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
 - ・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと
- 3 地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること
 - ・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
 - ・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
 - ・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること
- 4 子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること
 - ・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネーター役を担うこと

- ・地域における支援を要する子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

5 児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること

- ・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- ・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携を強化すること
- ・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

